

石川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領
(石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の認定実施要領)

制 定 令和5年3月30日生流第1847号

(目的)

第1条 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。))に基づき、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。))、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。))、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。)及び「石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」(以下「県基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画)

第2条 実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものであるものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画2(2)に掲げるいずれかの事業活動であること
 - ア 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動(1号活動)

なお、県は、1号活動を推進するため、たい肥等の施用技術や化学肥料低減技術、化学農薬低減技術等を内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定し、認定の参考として活用する。
 - イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(2号活動)
 - ウ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動(3号活動)
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

(認定申請)

第3条 申請者は、実施計画(別記様式第1号)及び実施計画に係る認定申請書(別記様式第2号)に必要事項を記載し、管轄する農林総合事務所長に提出する。農林総合事務所長は、書類内容を確認し、適正と認めた場合には知事に提

出する。

2 認定申請書の受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1回申請 2～4月
- (2) 第2回申請 5～7月
- (3) 第3回申請 8～10月
- (4) 第4回申請 11～1月

(認定)

第4条 知事は、申請された実施計画について、関係各課における審査により第5条の認定基準に適合すると認めるときは、別記様式第3号により市町と協議し、その同意を得ることとする。認定に際しては、申請者に対し、農林総合事務を経由して認定通知書（別記様式第4号）を交付することとする。

2 なお、認定を受けた者のうち、化学肥料および化学農薬の3割以上の低減に取り組む個人及び法人の呼称は「エコ農業者」、団体の呼称は「エコ農業推進団体」とし、農林総合事務を経由して認定証（別記様式第5号）を交付する。

3 認定の時期は次のとおりとする。

- (1) 第1回申請 7月（第1回認定）
- (2) 第2回申請 10月（第2回認定）
- (3) 第3回申請 1月（第3回認定）
- (4) 第4回申請 3月（第4回認定）

4 なお、認定しなかった場合においては、別記様式第6号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対し、農林総合事務所を経由してその旨を通知するものとする。

5 認定の期間は、認定日から5年後の目標年度末までとする。

(認定基準)

第5条 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。

2 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。

3 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組むなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

4 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続

- 性確保に努めていること。
- 5 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
 - 6 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
 - 7 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
 - 8 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
 - 9 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

(実施計画の再認定)

第6条 実施計画の再認定を受けようとする者は、第3条から第5条の規定に準用するとともに、次の規定により認定を受けることができる。

- (1) 再認定前の実施計画に対する目標が達成されていない場合にあっても、第5条の規定に合致していれば、再度、従前の実施計画と同様の計画を再認定の対象とすることができる。

その際、農林総合事務所は、未達成の原因を分析すると共に、必要に応じてヒアリングを行うなど実施計画を十分検討する。

(実施計画の変更)

第7条 法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、第3条の手続きに準じて変更申請書（別記様式第7号）を、農林総合事務所を経由して、知事に提出するものとする。なお、変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第8号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 法第20条第2項の規定に基づき、認定農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは別記様式第9号により、農林総合事務所を経由して、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

- (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更

- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの
- (4) (3)に掲げるもののほか、その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- (5) 認定実施計画の変更の認定に係る手続きは、第3条及び第4条に準ずる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定農林漁業者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

- 2 認定を取り消したときは、認定取消通知書(別記様式第10号)により、農林総合事務所を経由して通知する。
- 3 認定農林漁業者は、農業経営の継承及び離農等により、第5に規定する認定基準を満たさなくなった場合は、別記様式第11号による取消申出書を農林総合事務所を経由して知事に提出するものとする。
- 4 認定農林漁業者の死亡及び失踪等の理由により、本人による取消の申出が困難な場合は、家族からの代理の申出を認めることとし、家族からの代理の申出も困難な場合は農林総合事務所による代理の届出を認めることとする。
- 5 知事は、認定を取り消したときは、農林総合事務所を経由し、別記様式第10号によりに通知するものとする。
- 6 認定の取消申出に係る手続きは、第3条及び第4条に準ずる。
- 7 実施計画の認定を取り消された者が、農業改良資金等(法第23条から第27条までにおいて法第26条に規定する認定農林漁業者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。)を、当該認定を取り消された実施計画の達成に必要な資金として借り入れている場合、当該認定を取り消された者は、融資機関に当該借入金に係る実施計画の認定が取り消されたことを報告すること。
- 8 農林総合事務所長は、実施計画の目標年度に至り、かつ、第6条の実施計画の再認定の申請を行っていない認定農林漁業者に対し、第3条に規定する各認定申請時期の前日までに、別記様式第12号により農林総合事務所を経由して通知することとする。

(実施状況の報告)

第9条 認定農林漁業者は、毎年3月末日までに、別記様式第13号による実施状況報告書を農林総合事務所を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、実施状況報告書の内容を確認の上、毎年7月31日までに、ガイドラインの別記様式第7号にとりまとめ、北陸農政局に報告するものとする。

(認定農林漁業者に対する支援措置)

第10条 認定農林漁業者は、法第23条から第27条までの規定により、第10条の2の(1)から(5)までに掲げる資金について、認定計画の実施に必要な資金の貸付けを受けることができる。

2 知事は、(1)及び(4)に掲げる資金の貸付を含む実施計画を受理し、又は事前の相談を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫との情報共有を図るとともに、当該計画の作成者に対して公庫への相談を行うよう助言及び指導に努めるものとする。また、(5)に掲げる資金の貸付を含む実施計画を受理したときは、当該計画の認定に際し、法第19条第6項及び第21条第6項第1号に基づき、あらかじめ、別記様式第14号により農林水産大臣と協議し、その同意を得ることとする。

(1) 公庫又は農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第3条第1項第2号に規定する融資機関からの農業改良資金(農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け経営第1931号農林水産事務次官依命通知))

(2) 都道府県又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第3条第2項に規定する融資機関からの林業・木材産業改善資金(林業改善資金助成法の施行について(昭和51年6月1日付け51林野企第44号農林事務次官依命通知))

(3) 都道府県又は沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第3条第2項に規定する融資機関からの経営等改善資金(沿岸漁業改善資金助成法の施行について(昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知))

(4) 公庫からの畜産経営環境調和推進資金(株式会社日本政策金融公庫による畜産経営環境調和推進資金の融通に関する措置要綱(平成11年11月9日付け11畜A第2556号農林水産事務次官依命通知)等)

(5) 公庫からの食品流通改善資金(株式会社日本政策金融公庫による食品等流通合理化事業に係る食品流通改善資金融通措置要綱(平成4年2月3日付け3食流第6094号農林水産事務次官依命通知)等)

3 認定農林漁業者は、租税特別措置法第11条の4第1項等の規定により、認定計画の実施に必要な設備等として、次に掲げる設備等やこれと一体的に整備する建物等を導入した場合に、その取得価額の32%(建物、建物附属設備及び構築物は16%)の特別償却ができる。

- (1) 慣行的な生産方式と比較して、化学肥料又は化学農薬の施用又は使用の減少に資する設備等（環境負荷低減事業活動用資産及び基盤確立事業用資産について農林水産大臣が定める基準（令和4年農林水産省告示第1413号。以下「基準」という。）第1条のイ（1））
- (2) 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等（基準第1条のイ（2））

（石川県エコ農産物の表示）

第11条 エコ農業者、エコ農業推進団体は、農産物にエコ農産物マークの表示をするときは「石川県エコ農産物表示要領」（令和5年3月30日生流第1847号）に基づいて知事の許可を受けなければならない。

（農業者等に対する指導・助言）

第12条 申請者の実施計画の作成に当たっては、農林総合事務所は指導・助言を行うものとする。

2 申請者の実施計画の実施に当たっては、計画が達成できるよう、農林総合事務所は指導・助言に努めるものとする。

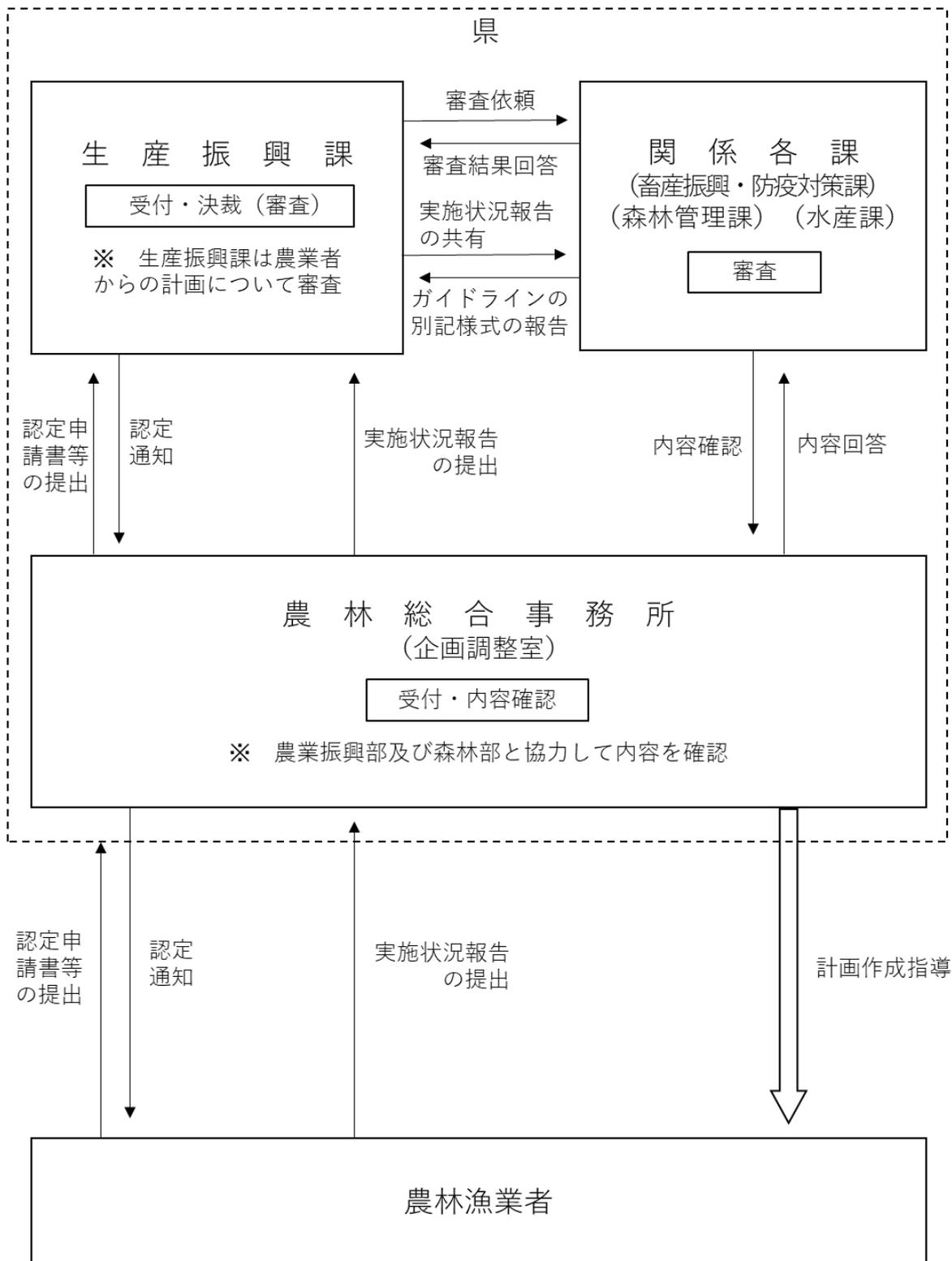
（その他）

第13条 その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年3月30日から施行する

(参考)



※ 再認定申請、計画変更、軽微な変更、取消申出については認定申請に準じる